

## くらしの赤信号

農産物等のオーナー契約による  
トラブルにご注意を!

数年前から、通信販売で農産物等の加工品を購入していたが、届いた商品の中に「農産物等の加工品のオーナーになり、利息を受け取らないか」という触れ込みのチラシが封入されていた。満期になれば元本が戻り、高利率の利息が受け取れるという点が魅力的であったため、チラシに載っていた業者と農産物等の加工品のオーナー契約を行った。

契約の翌年、説明どおり利息が振り込まれたので安心してしまい、追加で他の農産物等の加工品のオーナー契約も行った。昨年末、業者から利息の振り込みが遅れるという連絡があったが、約束の期日になっても振り込みがない。それ以降業者に電話をかけてもつながらなくなった。その一方で、他のオーナー契約を紹介するダイレクトメールは頻繁に届いている。



## アドバイス

電話や訪問、広告などで購入した商品のオーナー契約などにより高い利益が得られるようなセールストークが見られます。このような業者の勧誘により、消費者が実際の契約内容を理解しないまま、元本保証の投資商品や預金などのつもりでオーナー契約をして、トラブルとなっている場合があります。

先日倒産が報道された『ケフィア事業振興会』はこのようにして消費者から金銭を集めていました。

## 1. 「元本保証」「高配当」などの勧誘をうのみにしないようにしましょう

元本保証や高配当をうたった勧誘は魅力的に聞こえますが、業者から商品を購入し、購入した商品を業者にレンタルするというレンタルオーナー契約のように、実際には高額な商品の購入契約となっていることがあります。契約する商品は農産物のみならず様々ですが、商品等を預かり、運用するという事業を健全に行い、顧客に安全に高収益を提供することは極めて困難です。

## 2. 事業の実態が確認できない場合や契約内容が理解できない場合は契約しないようにしましょう

消費者にとって業者が本当に収益性のある事業を行っているのか、自身が購入した商品が本当に存在しているのかなどを確認することは困難です。事業の実体があれば業者が破綻した場合、元本も戻らないリスクがあります。

## 3. 少しでも不安を感じたら、一人で悩まずに早めに消費生活センター等に相談しましょう

困ったら  
ご相談を!

\*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

## 【事例】



突然知らない電話番号から着信があり、すぐに切れたのでかけ直したところ、自動音声で「お金にお困りの方は融資します。融資が必要な方は1番、必要ない方は2番を押してください」とアナウンスが流れた。不審に思ったが、融資は必要ないので2番を押してから電話を切った。氏名や住所は伝えていないが、今後何か請求されたらと思うと不安だ。



## アドバイス

このような手口は、「融資保証金詐欺」の一種で、実際には融資する意思がないにもかかわらず、電話やハガキ、メール等を利用して融資の勧誘を行い、こちらが融資の申し込みをすると、保証料や手数料の名目で融資に先立ってお金を振り込むよう要求してくるものです。

◎知らない電話番号から着信があった場合は、すぐにかかけ直さず、電話番号を調べる等して必要ならばかけ直すようにしましょう。  
◎相手に不必要な情報を与えてしまうことになるので、不審だと感じた場合には対応しないようにしましょう。

## 催し予告

### 「石けんキャンペーン & 廃油(食用)回収予定」

日時：★9月18日(火)  
サプリ村野

★10月16日(火)  
牧野生涯学習市民センター

いずれも午前10時30分～正午

※家庭用食用廃油のみ回収  
※容器はお持ち帰りいただきます

困った時はご相談を！

## 枚方市立 消費生活センター

相談専用電話  
(枚方在住・在職・在学)

072-844-2431

9時30分～16時30分  
(土・日・祝日、年末年始除く)



ひらかた観光大使「くらわんこ」  
©枚方文化観光協会

## 催し予告

### 消費生活セミナー

「知っておきたい旅行の基礎知識～旅行トラブルQ&A～」  
日時：平成30年10月17日(水) 午前10時30分～正午  
場所：枚方市立消費生活センター 研修室  
講師：一般社団法人 日本旅行業協会 職員  
対象：市内在住・在職・在学の方  
参加費：無料

定員：40人(事前申し込み制、先着順)  
手話/保育(1歳以上の未就学児)：  
いずれも10月9日(火)までに要予約

申込方法：  
10月1日(月)午前9時から電話または  
FAXで受付 (072-844-2433)

